

第5章 発掘調査の総括

1. 遺構の概要

第1次～4次の4回の発掘調査成果について、判明した遺構の時間的順序に沿ってまとめる。

(1) 墓所の構造

①**墓所の選定** かなりきつい丘陵の斜面を削って平坦面を造成し、そこに墓所を造っている。そのため、法面に余裕がなく、がけ崩れが頻発し、墓所が埋没した根本的理由となっている。伊木力は千々石ミゲルが17世紀の初めに600石で大村家に仕えた際の所領であるので、墓所の位置の選定に当たってその領地を見下ろす場所がえらばれた可能性も指摘できるが、これはミゲルが死亡した場所がどこかという問題とからんで、まだ議論が続くと思われる。複数の被葬者を対象として、ひとつの造成面が設けられているので、従者の墓を含めてすべての墓はミゲルの関係者の墓である可能性が高い。

②**墓所の造成と「地鎮」** ひとつの墓所に夫婦と従者の墓を1単位として葬るのは、12世紀以来の日本の一族墓地の典型的な様相である。造成の手順と経過は平坦面を土工で造成し、地ならし（その際下部整地層として部分的な土層がある）を行って地鎮と推定される祭祀行為（火を焚き、土師器小皿を埋納）をおこない、そのごまずひとつの墓石を立てて、ふたたび大規模に整地してから、2基の棺を別個に埋葬し、その後双方の墓壙の上に共通の集石遺構でおおって完成している。

(2) 墓石の建立

①**自然石立碑** 墓石は高さ2.5m、最大幅1.2m、最大厚さ0.27m、重さ2トン強と推定される巨大な自然石立碑である。石材は安山岩である。背後の山塊から採集されたとしてもおかしくない石材である。二名の夫婦と考えられる戒名が、正面に刻まれている。「妙法」「自性院妙信霊」「十二日」「寛永九申年十二月」「本住院常安霊」「十四日」と正面に、法華宗の戒名が刻まれ、背面に「千々石玄蕃允」と刻まれている。基部が狭く細くなっているため、かなり不安定な石材である。そのため何度も転倒したと推定される。

②**建立位置と建立過程** 検出された墓石堀方から考えられるのは、墓石を埋葬施設の直上に建てる発想ははじめからなく、墓壙の位置と別の位置に立てていることである。1号墓2号墓に別々に墓石を作らずに、1基の墓石で夫婦2名の墓としていることである。そのため建立位置も、1号墓壙と2号墓壙と墓石堀方が切りあうことなく、その中間となる位置で墓壙の背後＝奥になる位置に建てられている。両墓壙を覆う集石遺構を正面に置いてみると、その中心奥に位置することになる。層序の検討により墓石堀方は「地鎮」のあと掘削されている。墓石を立てたのち堀方を埋め、礫まじりの層で整地（上部整地層）されている。墓石痕跡は上部整地層で固められているので、まず墓石を建立し、その後1号墓壙と2号墓壙が掘られたことは明瞭である。

(3) 1号墓壙

①**構造と規模** 二段掘りの墓壙をもつ石蓋礫槨木棺墓である。一次墓壙の平面規模は地上に露出する集石遺構の東西の規模に合致し、下段の二次墓壙の形態と規模は木棺として利用された長持の長さ・幅・高さなどの大きさによって決定されるものと考えられる。

②**礫槨** 長持の周りに礫石を囲い、石蓋をする点から礫槨をもつといえる。近世墓地で槨を造るのは庶民階層ではなく、上級武士など一定の身分を持つものである。規模の評価とも一致する。礫積み最下部は2段程度、槨を置く前に整え、長持棺を設置して、竿通しの金具を広げてから、さらに石をつめていき、そこに3枚の自然石（一枚は半円形に整形している）を蓋石として覆っている。木棺の周りにこのような石蓋礫槨をつくることは、近世墓では大変珍しく上級武士など一定の身分を持つもので行われるものである。また墓壙を埋める際には土で埋めた後、礫をかぶせたり、地山の赤い土をかぶせたり丁寧な埋め方を行っている。石材は背後山塊から採取できる安山岩である。

③**長持と成人女性一体埋葬** 長持（長さ約100cm×幅50cm×高さ50cm）は上下の四隅に金具を取り付け、鉄釘で固定したものである。長持そのものは竿通しの金具の一方の先端が欠け、いっぽうには補修の痕跡があり、新品でないことがわかる。長持は蓋をして錠をかけている。内部の人骨の状況から頭を西に顔を南に向けた一体の成人女性の横臥屈肢葬である。この姿勢は小ぶりの長持に納められたために起こったことである。錠を解くための鍵が見つからなかったため、長持に死者を納めた後、蓋をして錠をかけたことは明らかである。長持に錠をかけて棺として使う埋葬は、日本の近世墓地に時折見られるものであるが、どのような理由によるものか、今のところ不明であるが、キリスト教などの宗教に起源するものではなく、流行病などの死者にたいする民間習俗によるものと推定される。

④**副葬品** 透明なガラス片とガラス玉類さらに布かと推定される繊維片が発見されたことが特筆される。とくにガラス片は同一のものが長崎市の二十六聖人記念館所蔵の大分市丹生小原出土遺物群のなかに存在し、被葬者が身に付け胸に近い位置あるいは手に持っていたキリシタン信仰具と考えてよい。キリスト教の聖牌（後藤晃一氏推定）である可能性が高いが、なお議論が必要である。1号墓の被葬者が生前キリスト教を信仰していたことを示す貴重な資料である。

もう一つの特徴は六道銭（三途の川の渡し賃としての銅銭6枚＝閻魔（えんま）様が登場する仏教思想が背景にある）や、土師器皿の副葬が見られないこと、つまり納棺時には仏教儀礼がおこなわれていないと考えられる点である。

以上のように1号墓壙の被葬者はキリシタンのように葬られていることはあきらかである。

(4) 2号墓壙

①**構造と規模** 二段掘りの木棺直葬墓であるが、南側にのみ一次墓壙があり、南北1.4m、東西2.4m図り東西方向に長い隅丸長方形の墓壙となる。

②**木棺** 墓壙の中央底面に接して長さ140cm、幅40cm、高さ40cmの長方形の木棺痕跡が見つかった。墓壙の長軸と同じ東西方向に置かれていた。100本以上の釘が出土し当初の位置をよく保っていた。釘の出土位置と先端の方向から推定して、木棺には底板があり釘付けされている。棺蓋も釘付けされたと推定される。木棺の頭部に当たる位置から大量の釘が発見され、有機的な何かがあったと推定される。

③**成人男性一体埋葬** 木棺の内部底面からは1体分の人骨が発見された。人骨の状況から頭を西に

顔を南に向けた成人男性の横臥屈肢葬である。

③副葬品 全くなかった。仏教的な六道銭や土師器埋納など儀礼が伴っていないことを意味するが、1号墓壙のようにキリシタン信仰用具の副葬はなかった。

(5) 集石遺構

①形態と範囲 二基の墓壙の上に一帯の南北に長い長方形の集石遺構が覆っている。南北約4.7m、東西約2.4mをはかる。高さは安定していないが20～30cmの台形である。集石遺構は墓石と並んで、長く地上に露出し、子孫の供養の直接の目印になる施設であるから、二名の墓の一体性が見て取れる。墓石が一つであるのと同じ効果を発揮する。

②性格 集石遺構の形態は中近世の日本の積石墓によくみられる様相で、夫婦とか兄弟とか親子とか密接な関係にある二人の人物の墓である可能性は高いと考えられる。この点からも1号墓とその隣と想定される2号墓は墓碑に記されたミゲル夫婦の可能性が高い。

集石遺構は以後地上に露出するので、その規模に死者あるいは後継者の地位や身分が反映される可能性が高く、当時の身分体系のなかでかなりの上級身分の者の埋葬施設であることを示す。地上に見える形で集石を長方形に積む行為は、九州の中世ではよく見られる現象で、特にキリシタンだから仏教徒だからという違いはなく、固有の民俗習慣とも言えるが、被葬者あるいは埋葬者の身分や家格にふさわしい墓地を作るといふ身分社会の習慣が働いていると考えられる。

(6) 周囲の墓

①3号墓 1号墓壙の北辺で半分発見された方向の異なる方形の礫群も墓と推定され、それを3号墓とすると、1号墓のあとに接するようにつくられた縁者の墓と推定される。この3号墓は1号墓壙を切っているもので、後に作られたものである。墓石は現状ではみあたらない。

②「従者の墓」 ミゲル夫妻墓所の南側の斜面に一基の墓石の先端が地上に露出していた。井出氏によればその付近に3基の「従者の墓」があったと伝えられてきたという。上部に厚く堆積した土砂を除去したところ、2基の墓碑を確認する事ができた。大小の安山岩製の自然石立碑である。碑文等は確認できなかったが、17世紀中葉の墓石とかがえて矛盾しない。ただし埋葬時のままなのか調査をしていないので判断できず、後世の石敷きが行われているので墓石が移動している可能性も否定できない。

③性格 主人夫婦の墓地の周りに従者や縁者の墓地が配される様子も中世以来の日本の武士階級にみられ、近世になって庶民階層に普及する夫婦とその血縁者や従者を家の一単位として、墓域を拡大していく一族墓地の様相によく合致する。

(7) 埋葬後の経過

①寛永通宝 集石遺構の直上つまり礫の表面に張り付くように、寛永通宝が1点ずつ計2点発見されている。その位置は集石遺構の中央部にあたる。寛永通宝は1636年(寛永13)初鑄の「古寛永」と1697年(元禄10)初鑄の「新寛永」である。

②陶磁器等 また方形石組基壇の内部の礫や土中から、寛永通宝出土位置の直上までには、江戸時代後期から明治時代の陶磁器、土師器の碎片が出土し、それらの陶磁器等の細片は、集石遺構の礫の隙間

に落ち込みんでいた。

以上から考えられることは、墓所造営から明治年間に方形石組基壇と木造堂舎が建設されるまで、墓参りが継続されたことを物語っており、その方法は寛永通宝などに示されるように仏教的な供養であったと推測される。

（８） 方形石組基壇

①構造 東西 3.0m、南北 2.9 mのおおよそ正方形の平面形をもち、高さはおよそ 70cmでめぐる石組遺構で4辺は横置き of 石積である。集石遺構の上にそのまま作られている。内部は下部に行くほど大型の石材を置き、石と土塊をつめて最上面に玉砂利を敷き詰めている。また石組基壇の内部の礫や土中から江戸時代後期から明治時代の陶磁器、瓦の碎片が多数出土したところから、後世の構築物であると判明した。

②石材 安山岩からなり、背後の山塊から、墓碑も含めて採取可能。山頂に 17 世紀前半の矢穴がこの石材が存在することが確認でき、墓石程度の石塊も採集できると推定される。

③構築時期 石組基壇は瓦葺の堂舎の基礎としても利用されたと考えられる。瓦は刻印から明治時代以後の福岡県柳川の瓦であり、ガラス片が出ないので、明治時代の構築物であると推定される。墓所を守ってきた浅田家が東京に移転する明治 20 年ごろに建てた可能性が高い。

③その後 石組遺構は 2 度の改修の痕跡があり、また墓碑も複数回の立て直しの痕跡が見られた。戦後まで建物が残っていたという証言があるところから、何度か修復を受けながら存続したが、昭和 40 (1965) 年ごろの土砂崩れで埋没したものと考えられる。

（９） まとめ

1630 年代寛永年間のミゲル墓所造成の際には、かなり大規模な平坦面造成が行われている。しかし被葬者夫婦とその関係者のみで、継承者の歴代の墓地にはなっていない。墓所はミゲル夫妻の 2 基の墓を、隣り合わせに接続して構築され、周囲に従者と縁者の墓が加えられたと推定される

1 号墓の被葬者は一体で副葬品からキリシタンと推定される。この人物を葬った子息の千々石玄蕃が被葬者をキリシタンとして埋葬している。しかし当時の民間習俗に従って、死因にもとずき棺として長持を選択し、錠をかけて埋葬している。2 号墓は 1 号墓と被葬者の頭位、埋葬姿勢などは一致するが、埋葬施設は全く異なり、長方形木棺への直葬であり副葬品もない。両者の副葬品に共通するのは、仏教的儀礼の欠如である。しかし墓石には戒名を刻み、千々石家が仏教に帰依していることを示すものである。身近な家族しか参加しない納棺の際には、被葬者の信仰を尊重してキリシタンとして信仰具を副葬し、葬式やその後の供養の際に衆人の目に触れる棺の選択、埋葬施設、地上の集石遺構の規模形態と墓碑の様式と文字は、当時の習俗、身分相応の儀礼にしたがい、戒名からみて供養は仏式でおこなわれていると考えられる。出土遺物全体からみて 1633 (寛永 9 年 12 月) 年という墓碑の死亡年月日と矛盾する出土資料はなく、墓所は戒名に書かれた「本住院常安」と「自性院妙信」夫婦の墓地と断定できる。

そのごおそらく明治時代までは、集石遺構が地上に露出してその周辺に墓碑が立っていた状況が続いていたと推定されるが、幕末には墓碑が倒れるような状態になっていたと推定される。浅田家によって墓碑を立て直すために明治 20 年前後に瓦葺きの堂舎を墓の上に直接建設したものと考えられる。

2. 遺構の年代

(1) 墓石の建立時期の特定

千々石ミゲル夫妻伊木力墓所で発見された二基の埋葬遺構の構築年代は、現存する墓石に刻まれた紀年が「寛永9年12月12日」と「同12月14日」とあることから、その銘文を信頼して、西暦1633年1月に埋葬が行われ、この年月日よりのちの1周忌や3周忌など記念日に墓石が建てられたと推定されてきた。建てられた墓石が当初の位置のままで墓壇と一体のものであることが判明すれば、被葬者の埋葬年代についてはこれ以上穿鑿する必要はないことになる。ところが3次にわたる発掘調査の結果、墓石は当初の位置から動いて何度も立て直されたことが明らかとなった。さらに墓石が立っている現状の方形石組基壇は明治時代に構築されたことが第2次調査で判明していた。そこで第4次調査では、埋葬当初の墓石建立の位置を追及した。その結果集石遺構の背後に墓石堀方を発見し、2基の墓壇、集石遺構と墓石が一体的に計画された位置に構築、樹立されていたことが判明した。さらに墓所および墓石固定のために盛られた整地層との層序関係から、埋葬の過程の中で、まず最初に墓石をたて、墓壇を穿ち、埋葬後集石遺構を設置して墓所が完成したことも判明した。したがって墓所の造成は、死後まもなく始まり、現地の造成と墓石の採取記載等が準備され、おそらく1633年の内には終了したものと推定される。墓石は年月をへて建てられたものではないことになる。

したがって、あらためて埋葬の年代を検討する必要はないのだが、念のため別の考古学的方法から検討し墓石の紀年の信頼性を確かめてみよう。

(2) 遺構遺物から

①遺構について 少し以前の資料集だが『中世墓資料集成』九州沖縄編を検索してみた(註1)。埋葬施設の上に平面方形に盛り上げられた集石遺構は九州全域において13世紀後半以後の墓地で普遍的とは言わないまでも頻繁に発見され、その後も近世の墓地までたどることのできる遺構である。1号墓壇の二段掘り礫櫛木棺墓、とくに礫櫛を設け蓋石をわたすという構造は、同様なものは拾えなかったが、よく似たものに福岡県太宰府市原遺跡のSX01石櫛木棺墓があり、木棺が2mを超えるものであるが、四周を礫で埋めて蓋石をわたしている。時期は13世紀後半から14世紀はじめとされている。このような例もあるのでその造りから必ずしも近世にならないと出現しないとは言えないので、遺構から年代の特定は現状では難しい。2号墓壇の木棺墓利用については、中世で広くみられる方形木棺・横臥屈肢葬の系譜をひくものと考えられる。17世紀前葉まで行われたキリシタン墓では長方形木棺を利用するか土壇墓の場合もあるが、いずれにしても伸展葬を行うのが通常である。埋葬姿勢からみれば中世的な様相であり、それに合わせた長さの短いこのような木棺は近世17世紀になっても地域によって残存の時期は異なるが用いられている(註2)。大半の地域で17世紀中には座葬の竖棺に変遷しているが、1633年に木棺が用いられていることに矛盾はない(註3)。

次に埋葬と同時に収められた「モノ」としては、長持、錠前、副葬品の3品目がある。順次検討する

②長持について 中世の唐櫃から近世の長持へと変化することが家具史の分野で定説となっている(註4)が、変化の時期とその過程は明らかになっていない。小泉和子氏の見通しでは、古代中世に用いられた唐櫃と同容量の長持が戦国末期に出現後、17世紀初めに大型化しはじめ、のち車輪がついて

車長持となり 17 世紀の中ごろを最盛期に、その後車輪が喪失し大型の長持に推移したと考えられている。17 世紀後半には機能面で長持を継承する箆筥が出現するという。1 号墓の木棺に転用された長持は長さ 1 m、幅 50cm、高さ 50cmの小型品であるが、すでに丈夫な竿金具を装着している。大型化していない点で初期の形式の可能性が高いが、1633 年に使われていた道具としては矛盾しないという点だけは指摘できる。しかしこの長持から現状では年代は特定できない。今後竿金具の出現時期と変化の過程が判明すれば、そこから年代を推定できるだろうが、いまはまだ手掛かりがない。

③錠前について 日本の錠と鍵については合田芳正の基礎的研究（註 5）により、錠についてはⅠ群からⅥ群に分類されている。1 号墓壙出土の長持に施錠された錠は、中世末期に中国から伝わった新形式の錠前であるⅤ群に該当する。この形式は 16 世紀前半に日本国内に出現し、17 世紀になるとⅥ群の鍵が出土し始めることが指摘されている（註 6）。しかしⅤ群形態の錠はその後も江戸時代から明治時代まで使用されており、1633 年に使われていても矛盾しないという点を指摘できるのみである。

④副葬品について ガラス製玉類とガラス板が出土しているが、年代を考えるのに参考になるのは透明なガラス板である。このガラス板と酷似したガラス製品が長崎市日本二十六聖人記念館に所蔵されている。「1967 年大分市丹生小原^{にゅうこはる}出土キリシタン遺物」である（註 7）。このガラス板が同一時期のキリシタン信仰具の部材である可能性がその細部の類似から高いのである。丹生のキリシタン遺物の年代がわかればガラス板の年代もある程度の推定が可能である。丹生のキリシタン遺物は磔のキリスト像や聖母子像、十字架とメダイをふくむロザリオなどを備前焼の壺にに入れて埋納したものである。この中で年代の限定できる遺物は福者ザビエルのメダイである（註 8）。ザビエルが福者であった 1619 ～ 1621 年の間に製作されたものである。1637 年におこった島原の乱の舞台となった原城からも出土しており、1637 年までに日本にもたらされたことは確実なメダイである。臼杵藩領であった丹生の小原でキリシタン遺物が隠匿埋蔵されたのは、早くともこのメダイが入手されて以後であるから、早ければ 1620 年代、遅ければ豊後崩れで多くの信仰具の摘発が行われた 1660 年代と推定できる。さらに 1640 年代以後は宣教師の活動は皆無となって新しい信仰具が入る可能性は少ないので、丹生のキリシタン遺物のセットが成立するのは 1620 年代から 30 年代であると考えられる。したがってそのセットを構成するガラス板の年代は、それ以前から伝わっていた可能性もあるけれど 1620 年代から 30 年代に使われていた信仰具であるといえるであろう。しかし所持者が潜伏すればこのセットがそのまま 1640 年代以後も保持される可能性があり、特定することは難しい。

このように個々の遺構や遺物からは 17 世紀代の埋葬であるという年代の推定以上に墓石の銘文にある 1633 年に絞り込むことは難しいが、層序と切りあい関係から導き出され墓所造成の年代に矛盾する資料はないということはいえる。

（3）層序と遺物の対応から

そこで次に方形石組基壇、集石遺構と墓壙の層序と、層中で発見されて遺物の時期をもとに、検討してみよう。次の表 5-1 は発掘調査によって明らかになった層序と年代のわかる遺物の関係を整理したものである（註 9）。

まず方形石積基壇に残された墓石の現在の堀方は数度掘り直しがあり、そのなかに昭和時代の染付碗が完形で供えられていたり、ガラス瓶の大型片があったりしたので、最近までなんども立て直されたこ

表 5-1 千々石ミゲル夫妻伊木力墓所の層序と出土物の関係

層序	層序の性格	年代指標となる出土遺物	その他の遺物
墓石廻方		ガラス瓶・磁器染付碗（昭和年代）	染付小杯 1
方形石組基壇Ⅰ層	基壇造成土	ガラス小片、平瓦（明治時代）	
方形石組基壇Ⅱ層		肥前磁器染付碗コンニャク印判（1640~1750）・ガラス小片	刷毛目陶器碗片 1
方形石組基壇Ⅲ層		肥前磁器染付碗コンニャク印判（1640~1750）・ガラス小片	青磁仏花瓶片 1
（境界）		古寛永通宝（1636年初鑄）・新寛永通宝（1697年初鑄）	
方形石組基壇Ⅳ層＝1~3層	集石遺構	龍泉窯連弁文青磁碗（14世紀）	陶器片 1、染付片 1、（後世からの混入）近代瓦小片 1、刷毛目陶器碗片 1、染付筒形碗片 1、土師器片
1号墓壇4層	一次墓壇埋土	古唐津陶器碗（17世紀前半）	
1号墓壇5層	一次墓壇埋土	福建漳州窯染付片（16世紀末~17世紀前半）・滑石石鍋片・龍泉窯連弁文青磁碗	青磁片 1、陶器片 1、土師 K 細片 2、砥石改造品 1
1号墓壇6層	二次墓壇埋土	土師器小皿底部小片	染付片 1、陶器片 2
1号墓壇礫層内			土師器細片 1
1号墓壇棺内	副葬品	長持・錠 V 類、ガラス板	釘（副葬品以外）朝鮮施釉陶器細片 1、土師器細片 3
2号墓壇 A 層	一次墓壇埋土	中国青磁碗片 1 点、滑石製石鍋片 1 点	土師器細片 6
2号墓壇 B 層	二次墓壇埋土	滑石製石鍋片 1 点	礫層 土師器細片 6
2号墓壇 C 層	二次墓壇埋土		磁器細片 1
2号墓壇 D 層	二次墓壇埋土		中国青磁片 1
2号墓壇 E 層	棺内土	なし	釘
上部整地層			
小土境内			土師器小皿 1（完形）
下部整地層			青磁片 1

とがわかる。

次に方形石組基壇のⅠ～Ⅲ層は同時に造成されたものであるが、その中には 17～18 世紀の染付の破片と共にガラスの小片がかなり多量に見つかり、破片の小ささから第 2 次調査を担当した九州文化財研究所の西谷彰氏は、方形石組基壇建設時に故意に入れたのではないかとの意見である。

また方形石組基壇の上に建てられた覆い屋の瓦は例外なく福岡県柳川産の瓦で、産地名と瓦の特徴から明治時代のものでと推定しうる。たしかに 19 世紀の陶磁器は少なかったが、明治時代に墓石を再建した際に過去の 200 年間供養のために供えられていた陶磁器などを造成土にまぜた可能性はたかい。

集石遺構の上面からは 2 枚の寛永通宝が見つかった。古寛永と新寛永である。明治時代の石組基壇建設の際の置いた可能性もあるが、鉄銭でないところをみると、17 ないし 18 世紀のうちに置かれたものと推定される。

次に集石遺構の内部と二つの墓壇の埋土から出土した遺物を見てみると、いずれも小破片であって、意図的に置かれたものではなく、偶然混じったものである。14 世紀や 15 世紀の青磁碗や滑石製石鍋片が見つかるとともに、16 世紀末から 17 世紀の前半ごろに製作された古唐津陶器碗片や漳州窯染付が混じっていることは重要であり、1633 年の直前までの遺物で占められており、それより新しいといえる遺物が一つもないことは、この埋葬が 17 世紀前半のある時点で行われたことを示唆している。さらに墓石そのものが自然石立碑であり、この形式の立碑の出現は 1620 年ごろであり、この地域でも有力者の墓石は寛文～元禄年間には板碑型や五輪塔形の近世墓石に代わっていくのであるから、墓石から

は 1620 年～ 1660 年代に限定されようか。墓石掘方脇の小土壇出土の土師器は、ろくろ使用回転糸切り離し成形の土師器小皿である（註 10）。16 世紀から 17 世紀前半の土師器にあたり、1633 年に使用されてもおかしくない。

以上長々と年代の検討を行ってきたが、今のところ考古学的に考えてみると、1633 年以前にさかのぼる可能性は少なく、17 世紀寛文年間以後に下る可能性も少ない。したがってこの埋葬が 1633 年寛永 9 年に行なわれた結果と矛盾しない。

（田中裕介）

（註 1） 狭川真一編 2004『中世墓資料集成 - 九州沖縄編（1）（2） -』中世墓資料集成研究会

（註 2） 江戸遺跡研究会編 2001『図説江戸考古学研究事典』柏書房

（註 3） ただし谷川章雄氏によれば中近世の平形の木棺は幅が広いものが多いという。その点では今後厳密に木棺の形態を比較する必要がある。

（註 4） 小泉和子 1982『筆筭』（ものと人間の文化史 46）法政大学出版局、同 1995『室内と家具の歴史』中央公論社（2005 中公文庫）

（註 5） 合田芳正 1998『古代の鍵』（考古学ライブラリー 66）ニュー・サイエンス社、同 2009「近世の施錠具 - 江戸の錠・鍵 -」『青山考古』25・26 青山考古学会

（註 6） 坪根伸也 2018「中・近世移行期の施錠具と真鍮生産にみる外来技術導入をめぐる諸問題」『国立歴史民俗博物館研究報告』210 集

（註 7） 賀川光夫 1983「キリスト教」『季刊考古学』2 雄山閣、同 1984「Christian Relics Discovered at Nyu Hill in Oita City」『別府大学紀要』25 別府大学

（註 8） 後藤晃一 2015『キリシタン遺物の考古学研究』溪水社

（註 9） 染付などの近世の陶磁器の分類には上野淳也（別府大学）と中野雄二（波佐見町教育委員会）の協力を得た。

（註 10） 土師器の詳細にあたっては川端敏則（長崎県埋蔵文化財センター）と野澤哲朗（諫早市教育委員会）の教示を得た。